平成２８年（フ）第１００号
千葉県市原市馬立700番地の１
債務者　石井　　武
１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６６号
千葉市花見川区検見川町５丁目264番地１　ＮＫＡビル402号
債務者　阿部　徳二
１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
新潟県長岡市水道町２丁目６番22号
債務者　白井　大資
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
新潟県柏崎市柳橋町10番55―208号　レオネクストオ　クレル、住民票上の住所兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目10番13号
債務者　光明　宏彰
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城317番地21　レオパレスりん207
債務者　佐藤　三隆
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３０３号
札幌市中央区南22条西８丁目１番28号　シャトウ山鼻408号室、住民票上の住所札幌市中央区南23条西７丁目２番26号
債務者　石川　誠一
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１６号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番４―103号
債務者　南　　敬哉
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２３号
札幌市西区西野６条10丁目30番２号
債務者　綾部　佳織（旧姓佐藤・小笠原）
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３８号
札幌市白石区本郷通７丁目北２番１―410号
債務者　八戸沙由里
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５０号
札幌市北区あいの里３条８丁目９番22―204号
債務者　篠原　和磨
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５５号
北海道石狩郡当別町太美町1497番地50
債務者　宮本貴久子
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６１号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番３―1107号
債務者　平山　琴絵
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６７号
札幌市中央区北４条西15丁目１番地11　ファミリーケア桑園の家
債務者　布施　一雄
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７３号
札幌市北区新琴似12条11丁目５番14号　カーサ司101号
債務者　板谷　邦明
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８６号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番２―501号
債務者　吉田　博治
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９２号
札幌市白石区菊水元町７条４丁目６番５―101号
債務者　又場　利絵（旧姓石金）
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９６号
札幌市南区真駒内上町１丁目１番15―205号
債務者　久保田　進
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部